別表十㈣の表中

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 （別表十(六)付表一「11」の合計）	を	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 （別表十(七)付表一「11」の合計）

に、

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二(十三)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二(十三)「43の計」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二(十三)「９」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二(十三)「42の計」）

に、

当期所得基準額 ((2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(9))又は(別表十(六)付表二「10」) （125億円を超える場合は125億円） （マイナスの場合は０）

を

当期所得基準額 ((2)－(3)－(4)－(5)－(6)－(9))又は(別表十(七)付表二「10」) （125億円を超える場合は125億円） （マイナスの場合は０）

に、

⑾のうち増資特定株式に係る損金算入額 （別表十(六)付表一「12」のうち増資特定株式に係る額の合計額）

を

⑾のうち増資特定株式に係る損金算入額 （別表十(七)付表一「12」のうち増資特定株式に係る額の合計額）

に、

特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 （別表十(六)付表一「14」の合計）	特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 （別表十(七)付表一「14」の合計）
同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 （別表十(六)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額）	同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 （別表十(七)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額）
５年経過特別勘定の金額の益金算入額 （別表十(六)付表一「15」の合計）	５年経過特別勘定の金額の益金算入額 （別表十(七)付表一「15」の合計）
要加算調整額 （別表十(六)付表一「16」の合計）	要加算調整額 （別表十(七)付表一「16」の合計）
同上のうち増資特定株式に係る額 （別表十(六)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額）	同上のうち増資特定株式に係る額 （別表十(七)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額）

を

係る損金算入額 うち増資特定株式

に、